

全ての人がお互いに尊重し合う 思いやりと支え合いの社会へ

社会的障壁(障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)を取り除く試みの一つとして、今年度新たに導入したアストラムライン新型車両のバリアフリー対策を紹介します。

障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)

アストラムラインの新型車両7000系では、さまざまなバリアフリー対策が取られています。そのいくつかを紹介します。

みんなに快適な乗り心地を

車 内に入るとすぐ横に設けられた車いすスペース(写真①)。床と壁面に分かりやすくピクトグラム(絵文字)が表示されています。向かいにはオレンジ色の優先席。座席の間の握り棒の数も増やしました。「吊り手の高さも微妙に変えてあるんです」と話す車両課長。優先席前の吊り手は、座席と同じオレンジ色で他より少し低めに、車いすスペースは、利用者の邪魔にならないよう少し高めに

にしています。中間車両には補助いす付きのフリースペース(同②)が設けられています。「ここは車いすの人はもちろん、シルバーカーやベビーカーの人も使えるように補助いすを設置しました。ベビーカーのお子さんに向かい合って座れる向きになっているんですよ」と、同課長はさまざまな利用者を想定した工夫を話してくれました。

その他、出入りがスムーズにできるよう、ホームと車両との段差も25mmまで近付け、ドアレールの突起もなくしました。

新型車両は現在2編成が運行中。今後順次更新し、令和6年度までに全24編成を新型車両に入れ替える予定です。

車内表示に点字を導入

新型車両は視覚に障害のある人にも分かりやすいデザインを考え、車内の表示には、はっきりとした色合わせやピクトグラムを使い、初めて点字も導入しました。表示の作成に協力した県眼科医会の宮田章医師(下写真)に話を聞きました。

「弱視や色覚障害、暗いところでは見えにくい人など、さまざまな人がいます。例えば、はやりのニュアンスカラー(淡く彩度が低めの色合いや微妙なグラデーション)はおしゃれですが、微妙な色の濃淡が読み取れない人もいます。そこでみんなが分かりやすい最大公約数を考えました。点字を取り入れたのもその一つです。障害のある人は、不便を感じていても声を上げずにいることも多い。障害のある人にとって、どれだけ不自由を感じているのか、本当に何が必要なのか、もっとこうして欲しいなど、伝えてもらいたいですね。今回は取り組みの第一歩。これをきっかけに、障害のある人となない人、両者が歩み寄って、より良いものにしていけるといいですね」



①広めにとられた車いすスペース
②背もたれ付きの補助いすが付いたフリースペース
③ドアの開閉を知らせるランプ。「ポーン」という音でも知らせる



ドアの注意表示に付された点字

障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、利用を制限したり、条件を付けたりするような行為(不当な差別的取り扱い)を禁止しています。また、障害

者から配慮を求める意思表示があったときは、負担が重すぎない範囲で、その人の障害の状態などに応じて必要な工夫や方法で配慮すること(合理的配慮の提供)が求められています。

世の中には、気付かないような社会的障壁がたくさんあります。ですが、一人一人の心掛けでその障壁を取り除くこともできます。お互いに支え合い、全ての人安心して暮らせる社会を目指しましょう。

助け合いのしるし ヘルプマーク

外見からは分からなくても
援助が必要な人がいます

義足や人工関節を使用している人、内部障害者や難病患者、妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人にマークを示すことで、援助を得やすくするものです。

ヘルプマークを見掛けたら、電車・バスなどで席を譲る、困っていたら声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。
【配布場所】障害福祉課、各区福祉課、各出張所

ヘルプカードを提示されたら
支援をお願いします



障害のある人などが、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、災害や緊急時、また、日常生活で困ったときなどに、周囲の人に示して支援を求めるカードです。

ヘルプカードを提示されたら、困っていることを聞いて、支援をお願いします。

ご相談ください

不当な差別を受けた、合理的配慮をしてもらえなかったなど、困ったことがあれば気軽に相談ください。相談は、窓口対応や事務・事業を行う課へ。下の広島市障害者110番や障害福祉課(問い合わせ先上記)でも受け付けています。

広島市障害者110番
☎537-1777

●電話・ファクス・面接での相談
【日時】平日午前9時～午後5時
【相談内容】障害を理由とする差別に関するほか、相続や財産に関すること、金融・契約などのトラブル、家庭や職場での悩みなど
●弁護士法律相談
【日時】毎月第2水曜日で、偶数月は午前10時～正午、奇数月は午後2時～4時
【申込方法】事前に☎537-1777へ予約を

障害者を虐待から守りましょう

障害者虐待は、障害者の権利や尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げる行為で、絶対にあってはならないことです。

虐待は障害者を養護する家族や障害者福祉施設の職員、障害者を雇用している事業主など、身近な人から受けることが多く、発見が難しい場合があります。また、しつけや指導のつもりで、虐待をしている側が虐待とっていない恐れもあります。

両者を救うために

介護疲れや障害への知識不足、養護者自身の障害など、家族など養護者にも支援が必要な場合があります。家族全体を地域ぐるみで支援することが、根本的な虐待防止につながります。
障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)

SOSのサインに気付いてください

サインに気付くことが早期発見と防止につながります。

身体的虐待 暴力を振るう、縛り付ける、不要な薬を飲ませる など
SOS 体に傷やあざが絶えない、急におびえたり、怖がったりする など
性的虐待 体を触る、性的な行為を強要する、わいせつな話をする など
SOS 人目を避け、部屋に一人でいたがる、相談するのをためらう など
心理的虐待 怒鳴る、侮辱的な態度をとる、無視をする など
SOS 自分で自分を傷付ける行為をする、パニックを起こす など

ネグレクト(放棄・放置) 十分な食事を与えない、入浴や着替えをさせない、排せつの介助をしない、必要な医療や教育を受けさせない など
SOS 衛生状態が悪い、空腹を訴える、学校や職場などに出てこない など
経済的虐待 年金や賃金を渡さない、預貯金などを勝手に使う・運用する など
SOS 日常生活に必要な金銭を渡されていない など

障害者への虐待では? と思ったら通報・相談を
市障害者虐待通報ダイヤル(24時間受付)

☎542-5300 FAX 542-5311
EX-ℓ sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

通報は匿名でも可能で、通報者の情報、秘密は厳守します。